

## 学校法人智香寺学園埼玉工業大学表彰懲戒委員会規程

第1条 この規程は、就業規程第6章第41条（表彰）第2項及び第42条（懲戒）第2項に基づき、同章に関する規定の厳正妥当な運用を図ることを目的として、表彰懲戒委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関する事項を定める。

第2条 委員会の構成員は、委員長1名、委員10名、合計11名とする。ただし、表彰、懲戒の対象者は、委員会の構成員の資格を失う。

- 一 理事、監事、評議員、学長、副学長、部局長、事務局事務部長のうちから、委員長1名及び委員4名を選出し、理事長が任命する。
- 二 大学院工学研究科、大学院人間社会研究科、工学部及び人間社会学部の教育職員のうちから各1名、計4名、課長以上の事務職員のうちから2名を、それぞれ、これを構成する教育職員、事務職員の推薦又は多数決により選出し、理事長が任命する。
- 三 前号の場合において、指定期間内に委員の選出がなかったときは、大学教育職員委員については学長が、事務職員委員については事務局事務部長が、それぞれの推薦に基づき、理事長が任命する。

第3条 前条の委員長及び委員の任期は、年度末までとし、年度ごとに、前条の手続に従って、選出するものとする。

- 2 委員長及び委員に欠員が生じたときは、随時、前条の手続に従って、補充するものとする。

第4条 委員長は、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、理事会から、表彰、懲戒について諮問を受けたときは、遅滞なく、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、審議を終了したときは、理事会に対して、書面により答申を行わなければならない。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員会は、可及的速やかに、表彰、懲戒の可否、その種類、程度等について審議しなければならない。
- 3 委員会は、出席委員の多数決により、その意思を決定する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じ、懲戒対象者に出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、本人が、委員会への出席を拒んだ場合はこの限りでない。

- 2 委員会は、当該分野における有識者に出席を求め、意見を聞くことができる。

第7条 委員会は、非公開とする。

2 委員会に出席した者は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第8条 委員会に書記を置き、審議経過、その結果を記録し、その保存その他委員会の事務を処理する。

2 委員長は、委員のうちから書記を選任する。

第9条 この規程の改廃は、学内理事会の議に基づいて行う。

附則 この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年5月29日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。